

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

(発議第1号・原案可決)

青森県議会会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

一般質問における質問の回数の制限を廃止するため提案するものである。

収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める意見書

(発議第2号・原案否決)

政府が、米の直接交付金廃止の代わりに導入しようとしている「収入保険」、それと合わせての農業共済制度の見直しは、以下の理由から、価格暴落や自然災害等に備えた経営安定対策とは程遠いといわなければなりません。

収入保険は過去5年間の平均収入を基準収入とし、当年の収入が基準収入の9割水準を下回った場合に、下回った額の9割を補てんする仕組みです。そのため価格が下がり続ければ基準収入も下がり続け、保険金が支払われることのない「底なし沼」の制度であり、米の安定生産を確保する米価の下支えにはならないものです。

さらに現在2割しか対象者がいない青色申告を加入条件（満額は5年間継続が必要）に加え、その理由として青色申告でなければ収入が把握できないとしていることは、税務当局が認めている白色申告を「収入が把握できない申告」としているに等しく看過できない問題であること、掛け金も一律ではなく、保険適用が続けば掛け金が上昇する可能性があることなど、およそ経営安定対策には程遠いものです。

また、収入保険を選択しない場合の農業共済制度については、その見直しのなかで、果樹共済では暴風雨、ひょう害、凍霜害など特定の災害に限定した「特定危険方式」を廃止すること、水稻共済の「当然加入」を廃止し、任意加入にするとしています。

約40%の生産者が加入している青森県のりんご共済を例にとれば、すべての自然災害・病虫害、鳥獣被害等を対象にした「総合方式」への加入が戸数201戸、面積23,664.4㎡（戸数、面積ともに加入者の3%）にとどまっているのに対して、「特定危険方式」の加入は圧倒的に多く、戸数6,940戸、面積802,432.0㎡（戸数、面積ともに97%）となっています（平成28年産）。生産者が経済的負担と災害のリスクを勘案して選択している「特定危険方式」を廃止して「総合方式」に一本化することは、「サービスの向上」とはほど遠く、経営安定対策にはなりません。

果樹共済の「特定危険方式」と水稻共済の「当然加入」を廃止すれば、加入者はともに半減し、共済組合の運営自体も困難になると懸念されています。

以上の趣旨から次のことを要請します。

1. 収入保険ではなく、戸別所得補償の復活で「不足払い」の仕組みを確立すること
2. 果樹共済の「特定危険方式」を廃止せず、加入しやすい共済にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

青 森 県 議 会